

一般社団法人環境DNA学会

寄附金等取扱規程 細則

第1条 一般社団法人環境DNA学会(以下、本法人と略記)への寄附金の取扱いについては、この細則の定めるところによる。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 一般寄附金 個人または団体が使途を特定せずに寄附した寄附金
2. 使途特定寄附金 使途をあらかじめ特定して公募し、それに応じて個人または団体が寄附した寄附金
3. 特別寄附金 個人または団体が使途を特定して寄附した寄附金

第3条 本法人は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- 1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他理事会において本法人の運営上支障があると認める条件
- 2) 寄附金等を受け入れることにより、本法人の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき、寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

第4条 寄附金等を本法人に寄附しようとする者は、様式1による書面で寄附金の申し込みを行う。

2. 本法人は、前項により寄附金の申込を受理したときは、理事会により第3条の基準に該当しないことを確認のうえ受入れの可否を決定する。

3. 様式 1 において、寄附金等を本法人に寄附しようとする者が特定の用途を指定した場合についてはその目的を有する特別会計に、用途を特定しない場合は一般会計に繰り入れるものとする。

4. 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知する。

第 5 条 一般寄附金、用途特定寄附金または特別寄附金を受領したときは、礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2. 前項の受領書には、本法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

第 6 条 寄附者の求めに応じて寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ニュースレター等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

2. 寄附者の求めに応じて当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ニュースレター等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

第 7 条 定款及びこの細則に定めのない事項については、理事会が別に定める。

第 8 条 この規則の改訂は、理事会の議決を経て行うものとする。